

広島県告示第三百十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年四月十五日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

下三永吉川線

三 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東広島市西条町下三永字女郎庵七二五番一地从先から 東広島市西条町下三永字的場八二八番地先まで	旧	四・〇〇 一六・八〇	一一七・〇〇	
東広島市西条町下三永字的場八三〇番一地从先から 東広島市西条町下三永字的場八二八番地先まで	新	八・二〇 一六・八〇	二八・〇〇	路線短縮 不用物件延長 八九・〇〇 メートル